

障がい福祉サービス等に係る変更届添付書類一覧

- 変更届については、変更があった日から10日以内に届け出てください。
- 変更する事項により必要な添付資料が異なりますので、下表を確認し、変更届に添付の上提出してください。
- 事業実施場所の変更の場合は、変更希望日の前々月16日までに変更届を提出して内容審査を受けてください。
- 変更に伴い、加算の変更が生じる場合は、別途「障がい児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出してください。

變更届添付書類一覧

[illegible]

・上記書類のほか、必要に応じて別途追加書類の提出を求める場合があります。

※1 同一市町村内の所在地の変更であれば、需要量に係る市町村意見書は不要です。

※2 事業所の面積を変更する場合、必要に応じて提出してください。

※3 以下の①及び②の研修の修了証を提出してください。

- ① 相談支援従事者初任者研修(講義部分)
② (～H31年度までの受講者)児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者研修(旧カリキュラム)又は児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者更新研修
(R1以降の受講者)児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者基礎研修(新カリキュラム)及び実践研修